

大分県報

令和四年
第三六〇号
十一月十八日

（金曜日）

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
土地改良法による換地処分の届出（市町村営事業）	二
道路区域の変更（二件）	二
道路の供用開始（二件）	三
労働委員会告示	三
大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示の一部改正	三
公告	四
契約者等の公示（二件）	四

○告示

大分県告示第四百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字巨野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北野正剛

種別	洗浄施設
2 特定事業場の所在地及び名称	由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地
3 設置される特定施設の種別	大分大学挾間キャンパス
イ 洗浄施設	設置される特定施設の種別 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二

種別	洗浄施設	使用の季節的変動		単位	通常		最大	
		使用の季節的変動	使用の季節的変動		通常	最大	通常	最大
能力	①	〇・〇五 ³ m	一基	なし	八時間	〇・〇五	〇・〇六	
	②	〇・〇七 ³ m	一基	間欠	八時間	〇・〇七	〇・〇九	
	③	〇・〇四 ³ m	一基	間欠	八時間	〇・〇四	〇・〇五	
	④	〇・一一 ³ m	一基	間欠	八時間	〇・〇四	〇・〇五	
	⑤	〇・一六 ³ m	一基	間欠	八時間	〇・〇四	〇・〇五	
	⑥	〇・〇五 ³ m	二基	間欠	八時間	〇・〇四	〇・〇五	
	⑦	〇・〇二 ³ m	七基	間欠	八時間	〇・〇四	〇・〇五	
	⑧	〇・〇二 ³ m	一基	間欠	八時間	〇・〇四	〇・〇五	
工事着手予定年月日	令五・一・四	工事完成予定年月日	令五・一・三	使用開始予定年月日	令五・一・二六	使用開始予定年月日	令五・一・二六	

その他参考となるべき事項	汚水等の状態の値					一日当たりの排水量		排水口名	4 汚水等の処理の方法 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。 5 排水の量及び汚染状態の値	汚水等の状態の値					排水等の一日当たりの量						
	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	項目	水素イオン濃度			単位	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	生物化学的酸素要求量		水素イオン濃度	項目	単位			
	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	単位	m ³ /日			mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		単位	m ³ /日				
公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ	○・六二五	一・六二五	○	三	一・二五	六・一〇六・五	通常 の 値	二三五・二	通常 の 値	三	五	六〇	一〇〇	六〇八	通常 の 値	⑧ ○・〇二	⑦ ○・一四	⑥ ○・一〇	⑤ ○・一六	④ ○・一一	○・一四
	一・二五	三・二五	○	六	二・五	六・一〇六・五	最大 の 値	三〇八・七	最大 の 値	五	七	八〇	一〇〇	六〇八	最大 の 値	○・〇二	○・一七	○・一二	○・二〇	○・一四	
大分県告示第四百五十四号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の	布院線		県道別府湯		道路の種類及び路線名		区間	前後別	敷地の幅員	延長	二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所 1 縦覧期間 令和四年十一月十八日から同年十二月九日まで 2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所 大分県告示第四百五十二号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、大分市から北鼻地区の換地処分をした旨の届出があった。 令和四年十一月十八日 大分県知事 広瀬 貞										
	由布市湯布院町川上字ソノ田一五二番一三から		由布市湯布院町川上字無田一五一四番一七地先まで		由布市湯布院町川上字ソノ田一五二番一三から		由布市湯布院町川上字無田一五一四番一七地先まで		後	前	九・七 九・二	七・八 六・七	六一・〇	大分県知事 広瀬 貞							

区域を変更する。
その関係図面は、令和四年十一月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年十一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名		区間		区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		後	前	後	前			
一般国道三八七号		由布市湯布院町湯平字クマノサカ四八二番一地从先		B	A	一六・〇 一〇・〇	七八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
県道湯平温泉線		由布市湯布院町湯平字クマノサカ四八二番一から由布市湯布院町湯平字霜右エ門畑一四二六番二まで		B	A	二一・二 四・〇	六〇・四	

大分県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十一月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

令和四年十一月十八日

いて一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道三重弥生線	豊後大野市三重町松尾字塚田二六四六番七から豊後大野市三重町松尾字岩下三二六四番一地先まで	令四・一一・二三

大分県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十一月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年十一月十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	玖珠郡九重町大字菅原字山撫七二八番二地内	令四・一一・一八
一般国道二二二号	日田市大字花月字白石一六七番二から日田市大字花月字鉢ヶ坪一五番五まで	

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第六号

大分県労働委員会あつせん員候補者に関する告示（令和四年大分県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月十八日

大分県労働委員会会長 深田茂人

大分県報（告示・労働委告示）

三

石本健二

大分県労働委員会労働者委員
日本製鉄大分労働組合組合長

令四・二・二二

を

石本健二

大分県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会大分県連合会会長

令四・二・二二

に改

める。

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和四年十一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

個人事業税、不動産取得税等のキャッシュレス化対応に伴う県税総合情報管理システム

改修業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和四年五月三十日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

四千九十二万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和四年十一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

QRコード対応等に伴う自動車税システム改修業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和四年五月三十日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社大分支社 支社長 日 高 健 司

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

八千六百五十万六千二百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当